

2019年度の河川愛護モニターを募集します

地域の意見や情報を河川整備等の参考にしています

阿賀川河川事務所では、2019年度の河川愛護モニターを募集しています。河川に興味のある方、河川愛護に関心をお持ちの方なら、どなたでも応募できます。
活動内容、応募要領は次のとおりです。

『募集要領』

- ・ 応募資格 満20歳以上の方で、阿賀川・日橋川・湯川（新湯川）に接する機会があり、河川愛護に関心をお持ちの方
- ・ 活動内容 日常生活の範囲内で知り得た関係河川の情報や地域の情報、河川に関する意見などを毎月1回以上報告。
- ・ 任期 2019年7月1日～2020年6月30日（1年間）
- ・ 募集人員 若干名
- ・ 報酬 通信・交通等に係る経費として所定月額を支給
- ・ 応募方法 電話等で応募用紙を請求し必要事項を記入し送付する。
（応募用紙は阿賀川河川事務所HP <http://www.hrr.mlit.go.jp/agagawa/> からダウンロードできます。）
- ・ 募集期限 2019年6月7日（金）まで
- ・ お問合せ先・送付先
電話 0242(26)6872（管理課）
電子メール agagawa@hrr.mlit.go.jp
FAX 0242(26)0526（管理課）
郵便 〒965-8567 会津若松市表町2-70
阿賀川河川事務所「河川愛護モニター募集」係

【お問い合わせ先】 国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 電話 0242-26-6441

副所長（技術） 石田 正樹（内線 204）
管理課長 服部 信（内線 331）

河川愛護モニターの業務について

1 業務の担当範囲について

阿賀川・湯川（新湯川）・日橋川のうち、阿賀川河川事務所が管理している範囲内（別図参照）とします。

業務の担当区間は、モニターご自身の居住地や職場への経路の周囲を中心に、日常生活の行動範囲等の実情を考慮して別に定めます。

2 業務の期間について

モニターの委嘱期間は、本年7月1日から 翌年6月30日までです。

3 業務内容について

（1）報告内容等

次のようなことの中から、日常生活のなかで見聞きしたものを報告します。

- ①近隣の方などからの河川の管理や利用に関する要望、意見等がある
- ②河川環境が損なわれる、又は河川利用上の障害となるような状況がある
- ③阿賀川河川事務所が行っている河川工事（事業）に対する感想や意見等がある
- ④河川に棲息する動植物、水生生物、魚等の河川環境に関すること
- ⑤河川を利用して行われる魚釣り、スポーツ、遊びその他様々な利用行為に関すること
- ⑥ゴミ等の投棄、河川の流水や施設等の異常がある
- ⑦地元のイベント等の情報がある
- ⑧地元で河川内のゴミ拾いその他の河川愛護に関する活動を行っている人や団体がいる

（2）毎月の報告

上記のような情報等を見聞きしたときに、「河川愛護モニター活動報告書」（別途指定の様式）に記録し、提出は毎月1回以上行います。

記入内容は、一般住民の視点から河川の様子等をチェックした記事や写真、ご意見等を自由に記載して構いません。なお、報告内容は、当事務所ホームページへの掲載を予定しています。

報告書の提出方法は、郵便、ファックス、電子メール、持参のいずれも可能としますが、特に急を要する場合には、その都度の電話連絡もお願いします。

4 注意事項等

- (1) モニターは、河川管理について何らかの権限を与えるものではなく、活動要領に定められた業務以外の義務が課せられるわけではありません。例えば、ゴミの不法投棄などを発見した場合、その者に直接警告したりすることはせず、担当事務所に連絡のみをお願いします。
- (2) モニターは、河川行政に関する住民モニターとしての公正な活動を行い、地域の公の利益に反することや、営利目的の活動・発言をしてはなりません。

5 業務報酬について

月額 4,580円を 3ヶ月毎に後払い。（この金額には、通信費、交通費が含まれる。）

◇ 委 嘱 区 間 (阿賀川河川事務所の管理区間)

モニターの活動は、この管理区間の中らご自身の住居や職場のあるところを中心に行います。

